

若年者に対する刑事法制の在り方をどう考えるか——教育社会学の立場から——

広田照幸（日本大学）  
山本宏樹（東京理科大学）

1 はじめに

教育社会学者：社会学者と教育学者としての観察と意見

2 非行少年への処遇は全体としては有効に機能している

(1) 犯罪・非行統計から

図1：2012年の年齢別

図2：おとなしくなってきた年長少年・若年成人

図3：常習者・累犯者を生まない社会

(2) 少年院在院少年の質的調査から（広田・伊藤・古賀編『現代日本の少年院教育』他）  
2006年～現在、少年院の質的調査をやっている

（参与観察、職員や少年への聞き取り調査）

「少年院の教育は有効なのか？もし有効に機能している面があるとしたら、それは  
どういうメカニズムが作動しているのか？」という問い

少年院の教育は、反省や立ち直りにとってかなり有効に機能しているという思い  
いくつかの知見を紹介する

①少年院の教育モデル（図4）

多様なプログラムで濃密な空間

少年ごとに多様な「気づき」のパターンがある

大半の少年にとって意味がある

②反省・立ち直りには、少年が「自己の物語」を書き換える必要がある

少年院の教官は、

i) 「自己の物語」を書き換えるための言語的資源を提供している

ii) 「自己の物語」を少年自身が書き換える作業を支援している

③安直な「反省」を許さない専門性

饒舌な「反省の弁」は、「反省が足りない」と見抜く専門性

④少年についての評価をめぐる職員間の情報の共有

少年に対する一貫した姿勢と着眼点の共有

(3) 少年院の在院少年への質問紙調査から（山本資料）

在院効果が量的にも確認できた

### 3 再犯防止の観点から見て 18 歳以上層へのしっかりした取り組みが必要

#### (1) 少年院の在院少年への質問紙調査から (山本資料)

ほとんどの項目で年齢効果が確認できない

中間少年・年長少年の連続性・同質性

#### (2) 社会的成熟の遅延

進学率の上昇による社会的成熟の遅延

図5：消費や付き合いでは「一人前」になりながら、社会的・職業的な自立は遅延

中間少年—年長少年—若年成人の連続性は、1950・60年代にもあったが

成人犯罪者のロールモデルが下においてきていた状況から

少年の未成熟さが若年成人まで延びていつている、というふうに見るべきでは

#### (3) 社会に出た非行少年層の周辺化・孤立化

18・19はまだ漂流中。人生の見通しが立っていない段階。

進学率の上昇は、彼らを周辺化・孤立化させている

→大人がしっかりと彼らと向き合っ教育なり支援なりをしていく必要がある

「刑罰を受けさせる」というのでは、再犯・累犯へ押しやるようなことになる

### 4 まとめを代えて

少年院への収容は決して「甘やかし」ではない

安易な成人扱いは、危なっかしい少年たちを大量に放置することになってしまう

→未来の社会の治安を考えると、むしろ、きちんと教育・訓練していくことが必要

結論：①現状の仕組みを維持・望ましいと考える。

②もしも 18 歳まで対象年齢を引き下げて、若年成人には一般成人とは異なる措置を、ということであれば、特に必要のある若年成人に関して、少年院並みのきちんとした教育を与える仕組みが必要。